

福岡城天守の復元的整備について

— 報告と提言 —



* 福岡城天守台と市街地の眺望（福岡市提供）

令和6年12月20日

福岡城天守の復元的整備を考える懇談会

目 次

はじめに	1
■ 福岡城天守の復元的整備を考える懇談会（ふくふく懇）の設置	3
● 設置の目的	3
● 構成員	3
● 主要な論点	4
● 開催状況	4
■ 主要な論点と考え方	5
1 福岡城天守の存在	5
(1) 天守の存否を巡る論争	5
(2) 福岡城天守に関する史資料	5
〔付論〕福岡城天守に関する史資料が少ないことについて	7
(3) 懇談会としての結論	7
2 往時の福岡城天守の姿	9
(1) 規模・構造	9
(2) 復元的整備の可能性	10
3 復元的整備に関する文化庁の考え方と各地の復元状況	12
4 市民アンケートの結果を踏まえた復元の考え方	18
5 仮に復元するとした場合の課題	19
■ まとめと提言	21
1 天守復元の意義	21
2 今後、どのように市民に理解を求めていくか	22
3 ふくふく懇から福岡市民・関係機関への提言	22
〔参考資料1〕懇談会での主な意見	25
〔参考資料2〕ふくふく懇で確認した史資料群	27
〔参考資料3〕市民アンケートの結果概要	28

はじめに

福岡城は、慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いで戦功を上げた黒田長政(1568～1623)が、徳川家康(1543～1616)より筑前国ほぼ一国(52万石)を与えられたのち、慶長6年から約7年間の歳月をかけて築き上げた巨大な城郭である。ここが江戸時代を通じて黒田家による福岡藩統治の拠点となった。その歴史的重要性から、「福岡城跡」は昭和32年、国の史跡に指定された。現在、福岡市の「国史跡福岡城跡整備基本計画」(平成26年)に基づき潮見櫓の復元工事が、また、「セントラルパーク基本計画」(令和元年)に基づき本丸・二の丸の園路舗装工事等が進められている。

このように福岡城は福岡を代表する歴史的遺構であるが、実は市民のこれに対する関心は必ずしも高いとは言えない。全国を見渡せば、熊本、姫路、大阪、名古屋、高知、松本など、城が地域のシンボルとなり、その存在が市民の心の拠り所となっている城下町が数多くある。これら各城下町の市民と福岡市民との間には、城に対する関心の度合いに顕著な違いが見られるが、そのことには、天守が存在しているかどうか大きな影響を及ぼしているのではないと思われる。

福岡城の天守に関しては、「指図」(設計図)等が存在しておらず、かねてよりその建築を疑う声が数多くあった。福岡市の上記計画にも天守復元は含まれていない。ところが、近年になって天守の存在を示唆する史資料が相次いで発見され、それに関する学術研究や、天守の姿に関する建築史学の観点からの研究が進んでいる。

福岡市民、とりわけこれからの福岡市を担っていく若者たちには、郷土に対する誇りと愛着を抱いてもらうことが大切である。そうした郷土愛があって初めて自らの地域をよくしていこうとする気持ちが芽生えるものであり、それがまた素晴らしいまちづくりの原動力ともなるのである。

かかる認識のもと、福岡市内の中堅・中小企業等で構成する福岡商工会議所は、歴史・文化を活かしたまちづくりが重要であるとして、令和5年9月、『福岡・博多の歴史・文化を活かしたまちづくり』に関する15の提言を取りまとめ、関係各所に提出した。この「15の提言」に則して同会議所は令和6年3月、福岡城天守に関する学術研究の成果を吟味・検討し、必要に応じ福岡市民及び関係当局に復元に関する提言を行うことを目的として、各方面の有識者・専門家で構成する「福岡城天守の復元的整備を考える懇談会(略称：ふくふく懇)」(座長：山中伸一 元・文部科学事務次官)を設置した。

ふくふく懇ではまず、古文書などの史資料から、学術的には福岡城天守は江戸時代初期に実在しており、それを否定することの方が難しいということを確認した。次いで、往時の天守の姿について検証するとともに、天守復元の意義やその手法について議論を重ねた。

また、ふくふく懇が令和6年8月に福岡市内で開催した市民フォーラムには、事前の想定を超える約450人の聴衆が集まった。聴衆は懇談会における議論の説明や、本郷和人東京大学史料編纂所教授の基調講演に耳を傾け、質疑応答では活発な意見交換を行った。

9月に実施した市民アンケートでも、天守の復元に「賛成」「どちらかという賛成」が6割（「わからない」を除けば、8割）に達し、福岡城天守やその復元への関心が盛り上がりつつあることが窺えた。

ふくふく懇はこのほど、計6回の議論を踏まえ、それらの内容を総括するとともに、天守復元の前提となる文献調査・発掘調査の実施や、復元へ向けての条件整備、市民が地域の歴史に触れる機会の創出などを求める提言を取りまとめた。以下に検討内容と結果及び当懇談会からの提言内容を示すこととする。

○ 福岡城について

築城の名手と称された黒田孝高（如水。1546～1604）と、その息子・長政が築いた平山型の城。関ヶ原の戦いの後、長政は当初、名島城（博多の東方）に入るが、城下の平野が狭く貿易港・博多にも遠いことから、那珂郡警固村福崎の丘陵地に着目し、この地を中心に城郭と城下町を築いた。

内郭面積約41万㎡（約12万4千坪）、東西1km、南北700mと、全国でも有数の規模を誇る。海側から望むと、鶴が羽ばたく姿に似ていることから「舞鶴城」とも呼ばれていた。昭和32年に国史跡に指定された。

地元では市民団体「NP0 法人福岡城・鴻臚館市民の会」（石井幸孝理事長）などが、天守の復元を求める運動に長年、取り組んでいる。



* 「国史跡福岡城跡整備基本計画」より

■ 福岡城天守の復元的整備を考える懇談会（ふくふく懇）の設置

● 設置の目的

福岡城の天守に関しては、歴史のシンボルや市民の心の拠り所となることから、その復元を望む声が多い。

ところが、文化庁の基準では、近世城郭の復元については整備の対象を「廃城時の姿」とすることが基本とされ、実務上の取扱いが非常に厳格となっている。福岡城天守の場合は指図（設計図）等が現存していないため、このままでは復元は難しいと判断される可能性が高い。

一方、地域の歴史のシンボルであり、公共財である「福岡城跡」の将来を、そこに住む市民自身の意志で決めることが何故できないのか、という疑問もある。

以上から、天守の復元の可否について検討を進めるために、各方面の有識者・専門家を集めて本懇談会を設置し、天守復元の意義を議論するとともに、その方法や課題についての情報収集・分析、事例研究などを進めることとした。検討に当たっては、専門家の意見だけでなく、市民の皆様の声も重視することとした。

● 構成員

ふくふく懇は、様々な意見に耳を傾けるため、これまで天守について研究してきた専門家に加え、経済界やシンクタンクの有識者などを含む以下の方々で構成した。

役 割	所 属	役 職	氏 名	備 考
座 長	学校法人 角川ドワンゴ学園	理事長	山中 伸一	元・文部科学事務次官、 元・文化庁文化財保護部記念 物課長
座長代理	福岡商工会議所	副会頭	川原 正孝	(株)ふくや代表取締役会長
メンバー	NPO 法人 福岡城・鴻臚館市民の会	理事長	石井 幸孝	
//	一般社団法人藤香会	副会長	毛屋 嘉明	
//	九州産業大学	名誉教授	佐藤 正彦	
//	九州産業大学	副学長	千 相哲	
//	公益財団法人 九州経済調査協会	顧問	高木 直人	
//	福岡商工会議所	副会頭	津田 鶴太郎	津田ホールディングス(株) 代表取締役社長
//	九州大学	名誉教授	丸山 雍成	
顧 問	福岡商工会議所	会頭	谷川 浩道	(株)西日本シティ銀行 代表取締役会長

● 主要な論点

- ① 福岡城天守の存在
- ② 往時の福岡城天守の姿
- ③ 国史跡エリアで復元的整備を行う場合の課題（文化庁との調整を含む）
- ④ 天守に必要な設備・機能（内部の活用方策、地震・バリアフリー対策を含む）
- ⑤ 整備・運営に必要な財源（金額、財源の捻出方法）
- ⑥ 市民への向かい方

● 開催状況

懇談会の運営に当たっては、福岡市民に内容を周知するため、議事をマスコミに公開し、議事要旨も公表している。

第一回 令和6年3月 5日 現状の確認と認識の共有

第二回 // 4月26日 天守の存在についてのメンバー全員の認識合わせ

第三回 // 6月11日 全国事例紹介（国指定史跡の城・城址における史資料等の状況について）

第四回 // 8月27日 当面必要とされる調査・研究等

※ 同日、福岡市内（電気ビルみらいホール）において

「福岡城天守について考える市民フォーラム～お城のあるまちづくり～」

を開催（詳細は後述）

*基調講演

講師：本郷和人東京大学史料編纂所教授

演題：「商都・博多と武家の町・福岡」

*パネルディスカッション

ファシリテーター：山中ふくふく懇座長

パネリスト : 本郷教授及びふくふく懇より佐藤、千、丸山、谷川の4名

第五回 令和6年10月9日 懇談会最終報告書骨子等

第六回 // 11月5日 懇談会最終報告書案

■ 主要な論点と考え方

「福岡城天守の復元的整備を考える懇談会（ふくふく懇）」では、福岡城天守を巡る幾つかの具体的な論点について議論を重ねた。以下は、ふくふく懇での議論をそれぞれの論点毎に整理したものである。

1 福岡城天守の存在

（1）天守の存否を巡る論争

従来、近世の地誌類は福岡城の天守について触れることがなく、他に天守閣の存在を明記した記録もないことから、「福岡城に天守閣は存在しなかった」とするのが定説であった。ところが、昭和 62 年（1987）12 月、平和台野球場外野席改修工事の際、たまたま鴻臚館遺構が発見され、その調査と保存を巡って福岡城跡との関係も注目されるようになった。これが契機となって福岡城の再発見が求められることとなった。

また、黒田長政が家臣へ「天守」の「柱立て」（「立柱式」のこと）を指示した書状が知られることになり、「天守」の存否を巡る議論が再加熱する発端となった。

加えて平成元年（1989）10 月、福岡城天守の破却に言及する『細川家史料』が新聞紙上で取り上げられこともあり、天守の存在・不存在を巡る議論が活発化した。

当時、以下のような説が出たが、天守の存在を明らかにするまでには至らなかった。

- ① 当初から福岡城に天守は存在しなかったとする説
- ② 天守の建築計画はあったが、結局は実行されなかったとする説
- ③ 建築の途中で取り壊されたとする説
- ④ いったんは建築された天守が何らかの事情によって取り壊されたとする説

その後、さらに研究が進み、平成 27 年の日本城郭史学会の専門誌に寄稿された丸山 雍成九州大学名誉教授の論文（同 26 年発表）を契機として、現在では、江戸時代初期に福岡城に天守が存在したという説が通説となっている。

（2）福岡城天守に関する史資料

丸山氏らが確認した文献などをもとに、福岡城天守を巡る史資料（参考資料 2 及び別冊資料 1 参照）を年代順に記すと、以下のようになる。

- ① 慶長 6 年（1601）8 月 23 日付の長政から家臣宛ての書状

・ 石垣を急いで築き上げるよう指示。

「態申下候、仍天守南之方つきさしの石垣、急つき可申候、」^{（案）}

- ② 慶長 7 年 2 月 15 日付の長政から家臣宛ての書状

・ 2 月中に天守の柱立をするので、奉行らに堅く申し聞かせるよう指示。

「天守を此月中に柱立可仕候間、其通大工・奉行ともへかたく可申聞候」

③ 慶長 11 年 7 月 1 日付の長政から家臣宛ての書状

- ・ 6 月に風水害に見舞われ、被災した築城中の福岡城の修復について指示。

「石垣くつれ候所之儀ハ不及是非候、只今くつれ可申やと存候所、少悪候分ハつきなをし候儀無用候、」

④ 同年 8 月 15 日付の書状

- ・ 風水害で被災した城内の諸施設の修理が大方完了した旨報告。

「城中刷普請大方出来候由可然候、此次^ニ天守・宗雪丸などのつくろい可申付由尤^ニ候、」

⑤ 慶長 12 年 8 月 15 日～14 年 9 月初

- ・ 九州・中国・四国で築城ラッシュがあり、家康は大名の締付けを始める。

⑥ 年代不詳 3 月 3 日付の長政から家臣へ宛てた書状

- ・ 天守の欄干が腐ったとの報告を受け、調査と修繕を指示。

「又其元天守のらんかんくさり候よし、真斎・いの介より申越候間、見合候て可申付候、以上、」

⑦ 慶長 16 年、17 年頃の『九州諸城図』

- ・ 毛利家の密偵が調査して描いた天守等の絵図。

⑧ 慶長 20 年 6 月 13 日付の幕府の年寄 3 人から長政へ出された連署奉書

- ・ 幕府から長政へ、居城以外は破却すること、諸国にも申し触れる旨の通告。

「急度申入候、仍貴殿御分國中居城をハ被残置、其外之城者悉可有破却之旨上意^ニ候、右之通諸國へ申触候間、可被成其御心得候、恐々謹言」

⑨ 元和 6 年（1620）3 月 15 日付の細川忠利から父・忠興宛ての書状

- ・ 長政は城の大半を破却し、噂では天守破却也間違いなさそうだと報告。

「主居城をも、大かたはきやく被仕候而被參候様ニ、下々取沙汰申候、いつれ^ニ天主などをくつされ候事ハ、必定之様ニ申候、定可被聞召と存候事、」

⑩ 翌 16 日付の父・忠興から忠利宛ての書状案（注）

- ・ 長政は「城など無用、奪われても幕府の加勢で取り戻せる」と申し上げたと言った旨の返事。

「ふく岡の天主、又家迄もくづし申候、御代^ニハ城も入不申候、城をとられ申候ハバ、御かげを以取返し可申と存、如右申付候よし被申上と承候、」

⑪ 同年、月日不明、父・忠興から忠利宛ての書状案（注）

- ・ 長政が「大坂城普請の手伝いの準備が遅れた」「城を崩し、石垣も天守も大坂城へ持って行く」と言っているが、いかにも変わった人だとの返事。

「黒筑手廻おくれられ候と、其元^ニ被申之由候、ふくおかの城をくつし、石垣も天主ものほせられ候由、」

（注）⑩⑪の「書状案」について、文献を保管研究している熊本大学文学部附属永青文庫研究センターの稲葉継陽センター長（文学部教授）は、「書状案は、大名等が書状を出す時に右筆が写し

として記録し、残したものである。実際に出した書状が残っていないとしても、内容は書状案に書かれたとおりであると推定できる」としている。

〔付論〕福岡城天守に関する史資料が少ないことについて

標記の件については、ふくふく懇では以下のように整理した。

- ① 慶長7年(1602)2月に、福岡城天守の柱立が行われた。仮に1年後に竣工し、元和6年(1620)3月頃に破却したとすれば、天守が存在していた期間はおよそ17年程度と比較的短いものであったと推測される。
- ② そもそも、城は軍事上の防御施設であり、その指図等は軍事機密として扱われ表に出ることはない。指図が残っている城は大坂城など全国でも極めて稀である。
- ③ 福岡藩は、第二代藩主・黒田忠之(1602～1654)の時代に起きた「黒田騒動」により、お家断絶の瀬戸際に立たされた。また同時期に第三代将軍・徳川家光(1604～51)が巡見使を派遣して外様大名を締め付けたこともあり、藩は極端な秘密主義をとるようになった。
- ④ なお、福岡藩の正史『黒田家譜』(貝原益軒編纂、元禄元年(1688)完成)に福岡城天守についての記載がない点について、研究者の間では、編纂を命じた第三代藩主・黒田光之(1628～1707)が幕閣との関係を顧慮して、築城関係、特に天守についての記事を削除・隠蔽した疑いがあるとの見方が強い。

(3) 懇談会としての結論

ふくふく懇では、メンバーの丸山氏の上記論文をもとに議論を重ねた。その結果、下記のような論拠をもとに、福岡城の天守は、慶長7年(1602)2月に柱立が行われ、いったんは実際に建築されたものの、元和6年(1620)3月頃には破却されたものとみて間違いはなく、これを否定することは難しいとの結論に至った。

【論 拠】

- ① 『福岡県史』編纂の過程で、黒田孝高・長政父子が家臣に宛てて出した天守建築の命令や修繕指示など、その存在を示す複数の書状が発見(下記参照)されている。

・ 長政から家臣宛の書状

- | | |
|------------------|--|
| 慶長6年(1601)8月23日付 | 石垣を急いで築き上げるよう指示。 |
| 〃 7年2月15日付 | 同月中に天守の柱立をするよう奉行らに指示。 |
| 〃 11年7月1日付 | 6月の風水害で被災した築城中の福岡城の修復についての指示。 |
| 〃 11年8月15日付 | 6月の風水害で被災した城内の諸施設の修理がおおかた完了した旨を報告する書状。 |

- ② 年代不詳3月3日付の長政から家臣へ宛てた書状では、天守の欄干が腐ったとの報告を受け、調査と修繕を指示している。

③ 隣藩・豊前小倉藩の『細川家史料』からも、細川忠興・忠利父子が交わした福岡城天守破却の噂に関する書状等が発見されている。

- ・ 元和6年(1620)3月15日付の細川忠利(1586~1641)から父・忠興(1563~1646)宛ての書状では、「長政は城の大半を破却し、噂では天守破却も間違いなさそうだ」と報告をしている。
- ・ 翌16日付の忠興から忠利宛ての書状では、長政が「城など無用、奪われても幕府の加勢で取り戻せる」と申し上げたと言った旨の返事をしている。
- ・ 同年、月日不明、忠興から忠利宛ての書状では、長政が「大坂城普請の手伝いの準備が遅れた」「城を崩し、石垣も天守も大坂城へ持ってゆく」と言っているが、いかにも変わった人だ、と返事をしている。

④ 福岡城天守の姿が描かれた以下の絵図等が発見されている。

- ・ 慶長16、17年頃、毛利藩の密偵が描いたとされる『九州諸城図』



『九州諸城図』(部分)

- ・ 『西国筋海陸絵図』

この絵図は、大坂から九州北半までを収め、城郭が丹念に描かれている。以前に描かれた『西海航路図』(17世紀前半)を改訂したものとみられる。

なお、城郭の描写が写実的なのは、幕府保管の城郭立体模型に基づいたためで、これが労力と費用をかけた幕府事業であったことを物語っている。



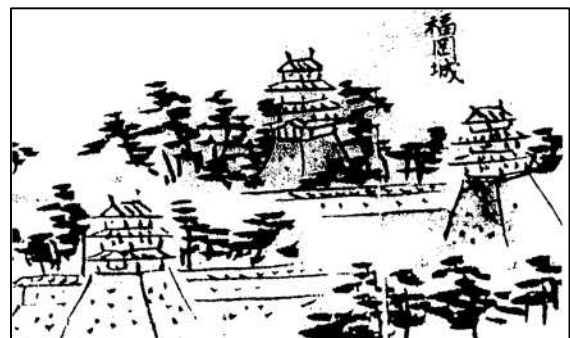
『西国筋海陸絵図』, 写, (部分)

寛文8(1668). 国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1286214>

- ・ 『福岡城下絵図』

福岡藩吉田家五代目家老・吉田治年によって享保7年(1722)から11年間かけて編纂された『吉田家傳録』に収録されている。

この絵図は、福岡城と城下を俯瞰したもの。

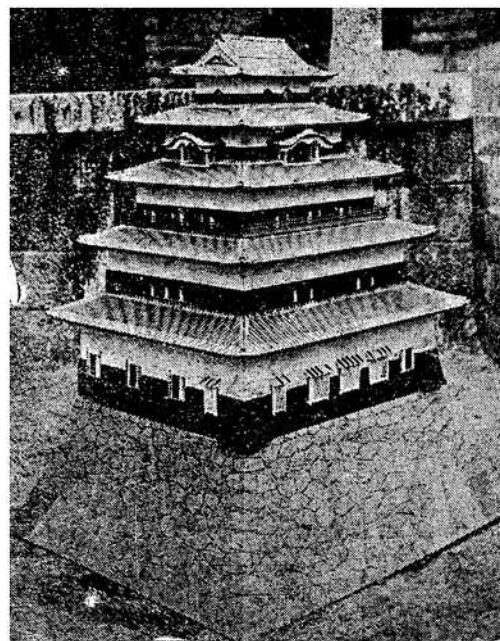


『吉田家傳録』福岡城下絵図(部分)

- ⑤ 天保6年(1835)に造られたとされる天守模型の写真が、大正11年(1922)3月18日付の九州日報(現・西日本新聞)の記事に、「福岡城大天守閣の模型発見・史壇の一大慶事」として掲載された。この模型製作に当たっては、黒田家の重臣・明石氏が所持していた古図が参考にされたとみられる。

なお、大正5年(1916)、旧藩士・明石半十郎が、第十七代黒田家当主・黒田長成(1867～1936)の御前講演で福岡城天守の存在説を説いたことがある。

(注) この模型は、天守の外観を知りうる貴重な資料で光雲神社に保管されていたが、第二次世界大戦時の空襲のため焼失した。



西日本新聞社(旧・九州日報)

2 往時の福岡城天守の姿

(1) 規模・構造

丸山九州大学名誉教授と本郷東京大学史料編纂所教授によると、博多は大陸との玄関口として古代から連綿と栄え、東アジアの言葉が飛び交う有数の国際貿易都市であった。関ヶ原の戦いで功績一番と称えられた黒田長政は、筑前国を与えられたのち、商人の町・博多の西隣に武家の町・福岡を造り上げた。福岡藩は石高でいうと全国300余りの諸侯のうち七番目の規模を誇る有力な藩であり、その藩政の中心施設である福岡城も熊本城と並び九州最大級で、防御面でも優れた設計が施されたとされる。

その巨大な福岡城にかつて天守が存在していたとして、それはどのような姿であったのだろうか。ふくふく懇では、建築史の専門家でメンバーの佐藤正彦九州産業大学名誉教授の見解をもとに議論を進めた。その結果、福岡城天守の規模・構造は、国宝であり世界遺産にもなっている姫路城天守と同等の五重六階地下一階、高さは87尺(26.3m)であると推計した。また、外観は「多聞櫓」と同じく黒を基調としていたと推測した。

【ふくふく懇で提示された上記推計の根拠】

- ① 福岡城が造られた慶長年間、それまで豊臣氏の大坂城、肥前名護屋城や名古屋城などの築城に各大名が動員されていたため、工法や部材は汎用されており、規格も統一されていたものとみられる。現存する遺構からみても、各々の城郭はほぼ同じ構造となっている。
- ② 慶長年間の天守の規模(特に高さ)は領国の石高にほぼ準じていた。福岡城の天守は、福岡藩(52万石)と同格の姫路藩(52万石)が同時期に築造した姫路城天守とほぼ同等の規模・構造であったと考えられる。

- ③ 福岡城天守台には 40 個の礎石が現存する。礎石と石垣の配置や組み方の関係から、地下一階の存在が窺える。
- ④ 礎石をもとに計算すると、地下一階の平面は桁行き（長い方向）が 8 間（約 15.7m）、梁行き（短い方向）が 7 間（約 13.8m）であったとみられる。石垣のすぐ上にある一階の大きさは実測で桁行きが 12 間（約 23.6m）、梁行きが 11 間（約 21.6m）である。以上から、各階の図面を積み上げると、天守の高さは 87 尺（26.3m）であったと推計される。
- ⑤ 江戸時代初期に築かれた城は白い外観のものが多く、例えば姫路城も「白鷺城」と言われるほど外観が真っ白であるが、福岡城天守は、「多聞櫓」と同じく黒を基調とした外観であったと推測される。



（２）復元的整備の可能性

続いてふくふく懇では、佐藤氏監修の復元図（11 頁）をどのように「復元的整備」（この概念の説明は 3（1）参照）に活用できるかを議論した。指図（設計図）は軍事機密であって残されている城が極めて少ないことを前提に、礎石配置等を根拠にした復元であっても、「復元的整備」に当たると考えてよいのではないかと結論に達した。根拠は以下のとおり。

- ① 指図がなくとも、福岡城の場合、礎石や天守台の石垣から平面の大きさがわかる。また、傍証ではあるが、絵図『九州諸城図』『西国筋海陸絵図』に残されている姿や当時の石高から、五重六階地下一階と推測できるし、当時の建築技術書『愚子見記』も参考にして高さを推測できる。
- ② 南北朝時代（1362 年）に焼失した東大寺の東塔は写真も絵もないが、様々な資料から専門家が議論し、推測して復元案を作ったとされる。

また、奈良の薬師寺の西塔も享禄元年（1528）に焼失したのちに再建（昭和 56 年（1981））されたものであるが、現存している東塔から推測される伝統的工法に現代工法も組み合わせ再建されたということである。

奈良の朱雀門や大極殿も指図や参考になる絵画・絵図が存在しないにもかかわらず、文献や法隆寺金堂など同時代の建築物を参考に復元工事が行われた。

これらの事例に鑑みると、福岡城天守も専門家によりさらなる検討を加えれば、「復元的整備」は可能と言うべきである。

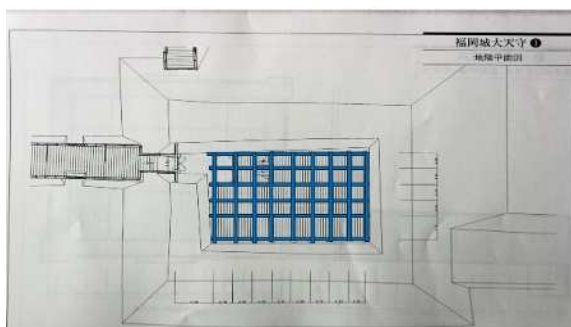
また、文化財保護の観点から、どのような復元工事が可能か、工事に当たって留意すべき事項は何かについても議論が行われた。主な意見は次のとおり。

- ① 復元に当たっては、礎石の下に地中梁を入れ、強固なものとするのがよい（次頁の図①、②参照）。
- ② たとえ文化財の復元であっても、建築基準法や耐震基準、消防法をクリアすることが必要である。

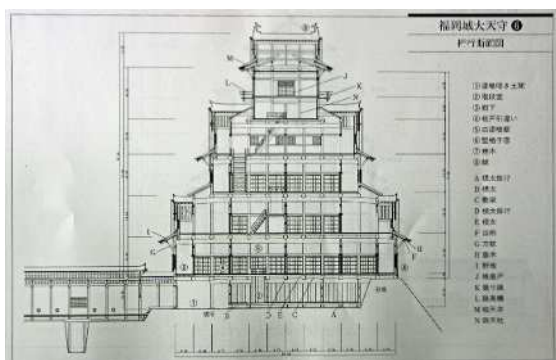
● 福岡城CG復元図
(佐藤氏監修)



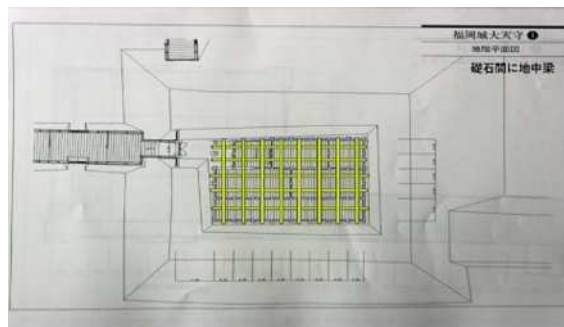
図①：大天守地階平面図
(礎石下に地中梁)



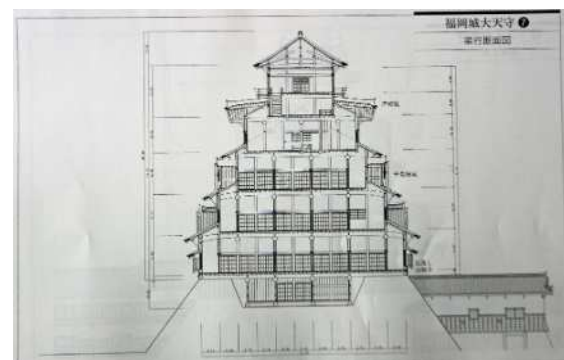
(桁行断面図)



図②：大天守地階平面図
(礎石間に地中梁)



(梁行断面図)



● 大規模な天守の事例

城 名	築城年	築城時の石高	形 態	天守の高さ
熊本城 (復興天守)	昭和 35 年(1960) 慶長 12 年(1607)	5 2 万石 宇土櫓	五重六階地下一階 三重五階地下一階	31.2m
広島城 (復興天守)	昭和 33 年(1958)	4 9 万石	五重五階	26.6m
姫路城 (現存天守)	慶長 13 年(1608)	5 2 万石	五重六階地下一階	31.5m
松本城 (現存天守)	元和元年(1615) 文禄元年(1592)	1 0 万石 乾小天守	五重六階 三重四階	24.4m

3 復元的整備に関する文化庁の考え方と各地の復元状況

(1) 文化財の復元に関する「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」と文化庁の解釈（令和6年3月25日、文化庁とふくふく懇事務局の面談より）

- ① 「復元的整備」においても指図や外見写真などが必要であり、福岡城天守の今の史料だけでは必ずしも十分ではないと思われる。模型図写真についても、何をもとに作られたのか、その根拠が求められる。
- ② 史料の裏付けが十分でなければ、整備した天守自体に文化的価値が認められず、文化財に指定されることは難しいと思われる。文化財の指定を目指すものでなくとも、「復元的整備」をするのであれば、さらなる徹底した調査が必要である。
- ③ 基準に規定されている『一部』とは、往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等がほぼわかっているが、僅かに不明な部分があるということの意味するとされている（文化庁の感触。わかっている部分が2～3%といったイメージ）。
- ④ 現代の建築物には、すべて建築基準法が適用される。建物を建てる場合は、バリアフリー対策、事故があればどう対応するかなどについて、法の要件を満たすことが必須である。

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準

令和2年4月17日
文化審議会文化財分科会決定

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について、以下のとおり定める。

（「Ⅰ. 復元」略）

Ⅱ. 復元的整備

1. 定義

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

ア. 史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

イ. 往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

2. 基準

「歴史的建造物の復元的整備」は、I. 2. (1) の基本的事項及び(3)の配慮事項を準用するほか、以下の手順及び留意事項を遵守しながら行い、史跡等の保存及び活用に寄与するものであると認められるものでなければならない。

(1) 手順

ア. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元的整備について以下の観点から整理されていること。

- ① 復元的整備の対象とする歴史的建造物が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること
- ② 史跡等の本質的価値の理解促進を含む復元的整備の目的及び効果が合理的かつ史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものであり、それらが明確に示されていること
- ③ ②の目的及び効果を実現するための具体的な復元的整備案が示されていること
- ④ 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
- ⑤ 復元的整備後の管理の方針・方法及び活用方策が示されており、②の目的及び効果と整合がとれていること

イ. 当該史跡等の本質的価値を理解するうえで不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること

ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物について、考古、文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意が形成されていること

エ. I. 2. (2) 技術的事項に沿って往時の規模・構造・形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない部分については、史跡等の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること

(2) 留意事項

ア. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示すること

イ. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示すること

ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物は、史跡等の学術的な理解の促進に資するものであることから、復元的整備された歴史的建造物に付加する便益施設については、その機能や面積に応じて重要箇所（例えば、城跡における本丸等枢要箇所）を避けるなど配慮すること

エ. 復元的整備後には、ア. 又はイ. の実施について文化庁に報告を行うとともに、継続的に復元的整備の効果を検証し、報告を行うこと

(2) 復元的整備に取り組んでいる各地の事例

① 高松城（香川県高松市）

明治17年（1884）までは天守が存在。写真等は残されているが、内部の構造と意匠についての史料が不足している。また、遺構を壊さず安全な天守を建築できるのかを検討中。しかしながら、復元に向けて、文化庁との協議が始まっているとのこと。

ア 天守存在時期

天正16年（1588）～明治17年（1884、老朽化を理由に陸軍が解体）

イ 史料等の状況

「史跡高松城跡保存活用計画」表3-10 高松城関係史料（絵画・指図）

●絵画一覧

資料名	内容等	製作年代	製作者	所蔵者
紙本著色高松城下図八曲屏風	北西方向からの鳥瞰図。城内全域の各施設及び武家屋敷町屋に至るまで詳細に描かれる	17世紀 中葉		香川県立ミュージアム
讃岐国名勝図会	天守・地久櫓・廉櫓・武櫓・月見櫓・鹿櫓・長櫓・龍櫓・太鼓櫓・鳥櫓が描かれる	嘉永6年 (1853)	梶原藍渠 ほか	高松市歴史資料館
讃岐国名勝図会	天守・常磐橋・外堀が描かれる	嘉永6年 (1853)	梶原藍渠 ほか	高松市歴史資料館
高松城古図	中堀内の諸建物等が詳細に描かれる	慶応2年 (1866)	松岡調	個人

●指図一覧

資料名	内容等	製作年代	製作者	所蔵者
披雲閣古図	披雲閣の間取り図 部屋名の記載あり	不明		高松市歴史資料館
高松御城内之図	披雲閣の間取り図 指図1に類似	不明		高松市歴史資料館

* ほかに、ケンブリッジ図書館所蔵資料の中に、高松城天守を写した鮮明な写真がある（明治15年（1882）にイギリス人の探検家ヘンリー・ギルマール氏が撮影）。

この写真は天守の南東側から撮影されたもので、平成17年に発見された。

ウ 復元の取組み

昭和29年 松平家から高松城を買収する際の活用計画として、天守の復元を高松市が明示
 // 58年 昭和63年が築城400年に当たることから高松市議会で天守復元の話が具体化
 // 60年 第一次資料調査
 平成16年1月 「史跡高松城跡整備会議」を設置（その後石垣・建造物部会も設置）
 // 17～19年度 第二次資料調査（鮮明な古写真の発見）
 // 20年度 「高松城天守閣資料作成業務報告書」を作成。復元考察を行い、天守復元予想図を作成（内部構造に関する十分な根拠がないため、階段位置が定まらず、4案となる）
 // 21年6月 天守復元について文化庁と協議し、資料収集に努めるよう指導を受ける。

平成 21 年 7 月	「史跡高松城跡整備会議」整備部会・建造物整備部会にて天守復元予想図を提示。 ⇒ 研究図面としてはよくできているが、復元図面としてはまだ不十分なので、 調査を継続すべき
// 25 年度	市長による文化庁への天守復元要望
// 27 年度	VRアプリ「バーチャル高松城」を制作し、CG による景観復元を行う。 市長による文化庁への天守復元要望
// 28 年度～	高松城天守復元資料収集懸賞事業の開始。本計画執筆時点では有効な資料なし
// 29 年度	市長による文化庁への天守復元要望
// 30 年度	天守復元に関する取組みを紹介したパンフレット作成 市長による文化庁への天守復元要望（2 回）
令和 3 年度	<u>「史跡高松城跡保存活用計画」（本計画）において、天守の再現についての検討を行う方針を記載</u>

エ 天守の再現に関する検討状況（「史跡高松城跡保存活用計画」より）

高松城天守の再現は、国指定史跡内で、近年解体修理を行った天守台石垣上に、大規模な城郭の主要建造物を既設の基礎等が存在しない状態で木造（伝統的工法）によって行う事業であり、先行事例のない取組みといえる。天守台石垣は史跡の本質的価値の構成要素であり、その保存を大前提として、十分な資料を検討の上、往時の意匠や工法に則って行うことが基本である。また、高松城天守は高さ 42m（木造四階建＋地階一階、石垣・鯨を含む）、延べ床面積約 1,200 m²の巨大な建造物であり、近年復元整備された他の城郭の天守等建造物に比べその規模は著しく大きく、その再現効果は高いと考えられる一方で、検討すべき課題も多い。

今後の検討の深化と議論によって、課題はさらに多面化する可能性が十分にあるが、現時点で想定できる課題を以下に列記する。

a 石垣等、史跡の本質的価値の保存

高松城跡天守台は、石垣解体修理を経て旧状を保っているが、築石・栗石・盛土から成る構造の石垣や礎石等の遺構を確実に保存した上で、天守の再現が実施できるかどうかを十分に検討する必要がある。

また、周辺地盤は安定性が低いことが判明しており、この点も十分考慮して検討しなければならない。このように、史跡の本質的価値の構成要素を損なうことのない工法について検討する必要がある。

b 再現に向けた資料収集と調査研究

天守の再現に当たっては、これまで収集した資料を改めて分析するとともに、未発見の資料がないか探索を行い、十分な資料の検討に基づいて進める必要がある。

再現は、往時の意匠と工法にのっとり行うことが第一である。諸事情から、往時の手法が叶わない状況であっても、まずは歴史的に忠実な復元を目指し、意匠と工法についての図面を作成することは必須である。これは、小田原城天守、和歌山城天守、熊本城天守など、第二次大戦後の RC 造による再現天守でも行われた手法である。さらに、歴史的建造物の再現であっても、耐震・防災・バリアフリーなど、建築基準法と現代社会の要請にのっとりという課題がある。

c 内部の使用方法等についての調査研究と活用方法の検討

天守内部の活用は、全国の城郭の天守でも大きな課題である。鉄筋コンクリートの「外観復元天守」は内部を資料館施設にして文化財を展示する事例も見受けられるが、木造の復元天守では、構造上資料館施設として利用することが可能なのか、また適切であるのかを議論しなければならない。

現状では、天守の最上階から四周の眺望を楽しむだけの活用となっている事例が大半で、史料に基づく天守内部の使用方法までを反映して公開活用をしている天守は極めて少ない。高松城天守の場合、『小神野筆帖』によると、天守の最上階は「諸神ノ間」と呼ばれていたとされるため、こうした史実が活用に使われると、高松城天守の再現の意義がより高められる。高松城天守の内部構造とともに、利用の実態についても調査研究を継続し、活用方法について検討する必要がある。

d 建築基準法等の関連法規

高松城天守は、建造物として文化財指定を受けておらず、再現に当たっては原則として建築基準法等の対象となることから、現行法規の規制を満たした上で、なおかつa（石垣等、史跡の本質的価値の保存）の条件を満たすことが可能か検討する必要がある。

なお、諸条件を満たした上で建築基準法第3条に基づく適用除外を受けることができる場合も、耐震・耐火といった防災対策は必要であり、その上でaの条件を満たすことが可能か検討する必要がある。

e 建築費用及び維持管理費用と活用の効果

上記のとおり、高松城天守の再現は、先行事例がなく、工法等の検討や場合によっては新工法の開発等に多額な費用がかかる可能性がある。

また、日常の維持管理や修繕等にも継続的に費用が必要となることが想定されることから、活用の効果も考慮しつつ、費用面での検討も十分に行った上で、天守再現の是非を判断する必要がある。

② 大洲城（愛媛県大洲市） * 城跡は県史跡、現存する4棟の櫓は国の重要文化財

大洲城天守は、江戸時代の古絵図をはじめ、この時代に造られたと思われる天守雛形、明治時代に撮られた古写真などの史料があり、往時の姿を正確に復元できる日本でも数少ない天守である。天守の復元は、これらの資料研究の集大成と言える。

戦後に木造で復元された四層四階の天守は日本初で、19.15mの高さは日本一。

ア 天守が存在した時期

- ・慶長年間(1596～1614)～明治21年(1888)(老朽化により解体)。
- ・平成16年(2004)9月に復元。大洲城天守閣復元事業は、平成6年(1994)に木造による復元を目指し「大洲城天守閣再建検討委員会」が発足したことから始まる。

イ 復元年表

平成6年5月	「大洲城天守閣再建検討委員会発足」
〃 8年5月	同委員会で(故)宮上茂隆氏により木造による復元が可能との報告
7月	忠実な天守閣の復元を目指し、「大洲城天守閣復元委員会」と名称変更
〃 9年3月	大洲城天守閣の外観模型が完成、市役所ロビーに展示
〃 10年	大洲城跡内樹木現況調査及び整備予測調査完了 「県指定史跡『大洲城跡』保存整備計画」を策定 天守閣跡地地質調査完了
〃 11年2月	天守閣跡発掘調査開始(平成12年1月まで)
3月	基本設計が完了。本体工事概算費を13億円、募金目標を5億円と決定。 募金活動、募木活動が本格始動
〃 12年1月	「御礼始め式」を開催
9月	大洲城天守台石垣耐力度調査完了
〃 13年5月	石垣修復工事(8月まで)

平成13年12月	大洲城天守閣復元工事着工（～平成16年年7月30日まで） 実施設計が完了。（財）日本建築センターによる防災、構造安全評価を取得。 <u>愛媛県による建築基準法第3条の適用認定</u>
// 14年2月	起工式
// 14年6月	木曳き式
// 15年4月	上棟式
// 16年7月	工事終了
// 9月	竣工

③ その他の状況（事務局による全国調査）

- 山形城（山形県山形市）、村上城（新潟県村上市）、徳島城（徳島県徳島市）において、過去に天守復元の動きがあったが、国の指定史跡で、しっかりとした図面や設計図、正確な場所を記す資料等がないため復元が困難な状況。
- また、仙台城（宮城県仙台市）、上田城（長野県上田市）、丸亀城（香川県丸亀市）、岡城（大分県竹田市）においては、櫓等の復元計画があったが、復元に必要な写真や構造がわかる資料等がないことから、復元が困難な状況。

（3）文化庁の運用に対するふくふく懇の意見

文化庁行政が「保存から活用へ」シフトし、令和2年に「復元的整備」に関する基準が新たに設けられるなど、少しずつ基準が緩和されてはいるが、許可のための審査の実態は従来とほとんど変わっていないとみられる。

一方で、奈良時代の平城京など、古いものについては、設計図や参考となる絵画・絵図が現存せずとも、文献や法隆寺金堂など同時代の寺院建築を参考に復元されているが、福岡城などの近世城郭については、整備の対象とする時期を「廃城時の姿」とすることが基本とされ、実務上、非常に厳しい取扱いとなっている。

しかしながら、公共財である「福岡城跡」の将来は、そこに住む市民が自らの意志で決め、主体的に地方の文化を継承することが重要である。こうした観点から、文化庁においては、市民感覚に基づいた基準にするとともに、それをより弾力的に運用することが切に求められる。

（4）「福岡城天守について考える市民フォーラム ～お城のあるまちづくり～」（8月27日開催）に今枝宗一郎文部科学副大臣（当時）から寄せられたビデオメッセージ（要旨）

「城や天守は、地域の活性化や次世代の子どもたちの郷土愛醸成には非常に重要である。復元的整備や新たな施策を打ち出して地域を盛り上げ、市民の想いや、地域の歴史をしっかりと把握し、未来へ向けた文化庁を推進している。

今後の復元的整備の在り方としては、学術的にきちんと理解をしながら、もう少し柔軟に、市民感覚、国民感覚を持つものにしたい。福岡城の天守閣の復元的整備については、私も一緒に考えさせていただき、努力をさせていただく。」

4. 市民アンケートの結果を踏まえた復元の考え方

ふくふく懇が令和6年9月に実施した市民アンケート〔参考資料3〕では、すべての年代で天守復元に賛成する意見が反対意見を大きく上回った。半面、若年層ほど福岡・博多の歴史への関心が薄く、天守復元についても「わからない」と態度を決めかねる回答が多く見られた。こうした結果を踏まえると、天守復元については、次のように考えられる。

(1) 福岡城及び天守に関する正確な情報の周知

天守復元の可否に関して肯定的な意見が回答者総数の約6割(59.1%)を占めた。否定的な意見は14.4%であった。一方で、回答者総数の約4分の1(26.5%)が「わからない」と回答した。特に40代以下では、復元の可否に関して「わからない」と回答した方が多かった。「わからない」を除けば、賛成派が反対派の4倍で、5人のうち4人(80.4%)が賛成という結果である。

また、福岡城に天守が存在したことが通説となっていることについて、知っている方が52.7%、知らない方が47.3%であった。知っている方に限れば、復元賛成派が約7割(69.8%)を占めた。知らない方では復元賛成派が5割弱(47.1%)にとどまり、「わからない」が4割に達した。この状況を踏まえ、福岡城及び天守に関する正確な情報を周知していくことが第一であると考えられる。

(2) 復元の在り方の検討

復元する場合の天守の姿としては、「過去に存在したものにできるだけ忠実なもの」「ある程度似ているもの」という意見が94.7%を占めた。加えて、仮に復元する場合にあったらいい施設として、「博物館・資料展示室」(71.5%)や「歴史を教える場」(52.4%)が多かった。これらも踏まえて、今後の復元の在り方を検討していくことが大切である。

(3) 福岡城跡(舞鶴公園)のさらなる活用

天守以外に関する設問でも興味深い結果が得られた。福岡城跡(舞鶴公園)への来訪頻度であるが、「これまで訪れたことはない」が11.5%、「滅多に訪れない」が46.5%で合わせて6割近くとなっており、国史跡としての活用が十分ではないことが窺われた。

(4) 若い世代への歴史の継承

福岡城跡(舞鶴公園)への来訪目的では「歴史に触れる」が非常に少なかった。また、若い世代ほど福岡城跡へ訪れたことが少なく、福岡・博多の歴史や城への興味が薄いという結果も出ている。これは現在の福岡城跡に人々の興味を掻き立てるものが乏しいことを意味しているのではないか。

令和6年8月27日に開催した「福岡城天守について考える市民フォーラム～お城のあるまちづくり～」において、東京大学史料編纂所の本郷教授が、「石垣とか堀を誇りに感じますか？若い世代にとって石垣とか堀は、ただの構築物です。天守があることで自分の街にお城があると思い、それが誇りとなるのです」と発言されている。まさしく、福岡市民、なかんずく若い世代が郷土の歴史や福岡城に関して興味を抱けるような建造物を設け、郷土愛を醸成し、後世へ歴史を継承する機会をより多く創出していくことが重要であると考えられる。

5 仮に復元するとした場合の課題

(1) 資金調達方法

城の修理や復元に要する費用の資金調達方法について、ふくふく懇では下記のような整理を行った。

なお、市民アンケートでも天守の復元については、費用面を懸念する声が出ており、そうした声も踏まえて、ふくふく懇では、一般市民の負担を限りなく抑制・圧縮することを基本とし、復元に賛同する企業や市民からの寄附（いわゆる浄財）に加え、国の補助金・助成金も最大限活用することが望ましいとの意見が出されている。

① 指定寄附金

公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金であり、緊急を要する特定の事業に充てられるものとして財務大臣が指定。寄附者は税制上の優遇措置（個人は所得控除、法人は損金算入）を受けることができる。例えば、現在、令和6年能登半島地震により滅失・損壊した公益的な施設等の復旧のために、宗教法人を含む公共・公益法人等が募集する寄附金が指定されている（令和9年12月31日まで）。

② ふるさと納税

例えば、熊本地震（平成28年）に見舞われた熊本市では、「熊本城の復興のためのふるさと納税『復興城主』制度」を実施。寄附者へは「城主証」が発行され、「デジタル芳名板」にも記載される。さらに個人の場合は、熊本市内の観光施設への無料入園や、協賛店で割引を受けることができる「城主手形」が発行される。

また、福岡市では、福岡城整備のための「福岡城整備基金（愛称：福岡みんなの城基金）」を設置している。

③ 企業版ふるさと納税

8項目の事業メニューがあり、熊本城の復旧・復興はこのうち、「こどもが輝き、若者が希望を抱くまちづくりに資する事業」に該当する。企業にとってのメリットは、税制優遇（通常の損金算入に加え、法人住民税や法人事業税などについて、寄附額の最大9割の税額が軽減される）のほか、自治体との新たなパートナーシップの構築が考えられる。

④ 寄附型クラウドファンディング

例えば、仙台城の災害復旧では、「仙台城災害復旧クラウドファンディング～伊達政宗公の築いた仙台城を未来へ繋ぐ～」として、令和5年10月18日～12月22日の間、募集が行われ、目標金額2千万円を達成した。

⑤ 瓦寄進

例えば、福知山城（京都府）では、「瓦一枚運動」という取組みが行われた。市民一人ひとりが瓦一枚分の寄附を行うことで、最終的に5億円の寄附が集まり（1枚3,000円、約8,500人が寄附）、昭和61年（1986）11月に天守閣の再建が実現した。

⑥ 命名権付寄附金（ネーミングライツ）

例えば、熊本大学附属図書館中央館（ひご未来図書館）について、肥後銀行がネーミングライツ事業契約を締結。

⑦ 公的資金

例えば、金沢市では、宿泊税を活用して歴史文化施設の整備を進めている。金沢の歴史・伝統・文化などの魅力を高め、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図ることが目的。

国（文化庁、国土交通省等）には補助の仕組みが幾つかあり、それらを活用する。また、県市からの補助についても今後、検討を依頼する。

（２）復元後の天守の活用方策

天守の活用の仕方や運営方法について、ふくふく懇では下記のような事例が紹介された。それらの天守では、宿泊やレストラン、バーとしての利用など様々な活用や運営が行われている。

① 大洲城（愛知県大洲市／城跡は県指定史跡）

文化を体験できる宿泊施設としての活用。大洲城では、大洲市、バリューマネジメント（株）、伊予銀行及びNOTE が連携協定を結び、歴史的資源を活用した観光まちづくりとして、令和2年7月に「大洲城キャッスルステイ」を開業。城下町に残る古民家を活用した宿泊施設と併せて、大洲城の天守閣に宿泊する体験ができる。

② 平戸城（長崎県平戸市／指定なし）

文化を体験できる宿泊施設としての活用。平戸城では城郭にある「懐柔櫓」を改修し、令和3年4月、「平戸城 CASTLE STAY 懐柔櫓」を開業した。また、馬に乗りながら平戸の自然を満喫できる乗馬体験、平戸藩主であった松浦鎮信が興した武家茶道の一派「鎮信流」の茶道体験、和服の着付け、武士道体験、国指定重要無形民俗文化財に指定されている「平戸神楽」の特別鑑賞等、平戸城主を擬似体験できるコンテンツを準備している。

③ 小倉城（福岡県北九州市／指定なし）

日本で唯一、毎日夜間も開城している。「小倉城ナイトキャッスル」は遅い時間まで開城し、天守閣最上階での「プレミアムバー」や食事を楽しめる「ナイトキャッスル ダイニング」など、夜ならではの楽しみを提供している。

④ 岸和田城（大阪府岸和田市／府指定史跡）

岸和田城は「千亀利城（ちきり城）」とも呼ばれ、「契り」にかけて縁結びとしても知られていることから、天守閣で結婚式を執り行うことができる。

■ まとめと提言

1 天守復元の意義

日本の城下町を見ると、下記の例に見るように、形成されてきた成り立ちなどはそれぞれ異なるものの、今を生きる市民の多くは、城を「おらが町」のシンボル、心の拠り所として受け止め、深い繋がりを感じていることでは共通している。城は、地域の歴史や文化を次世代に伝え、郷土愛を醸成する役割を担っているのである。こうしたことを踏まえると、城のシンボルである天守を復元することは、地域社会にとって大きな意義を持つものと言える。

● 代表的な城下町

○ 熊本城

加藤清正（1562～1611）によって築かれ、多くの歴史的な出来事の舞台となった。特に西南戦争では難攻不落の名を轟かせ、市民にとって歴史の象徴であり、地域の誇りとなっている。また、観光地としても多くの人々を惹き付け、地域経済にも貢献している。

一方で、城を見て育った市民は、城との繋がりを感じ、地域のシンボル、心の拠り所として深く愛し、地域の歴史や文化を次世代に伝える役割を果たしている。

また、江戸時代には地震による被害、明治時代には火事で本丸が焼失。しかし、そのたびに復活し、平成28年（2016）の熊本地震で大きな被害を受けた後も、復興のシンボルとして市民の心に深く刻まれ、市民は「復興城主」として寄付を行い、城の再建を支援することで、さらに地域の結束と郷土愛を強めている。

○ 姫路城

姫路城は、「白鷺城」とも呼ばれ、その美しい外観と堅固な構造で知られ、観光地としても多くの人々を惹き付け、地域経済にも大きく貢献している。市民が城の保存や修復に積極的に参加し、地域の歴史や文化を次世代に伝える役割を果たしている。

また、姫路城は戦火を免れた奇跡の城として、市民の郷土愛や歴史への敬意を深める存在である。市民にとっては歴史の象徴であり、地域の誇りとなっている。

さらには、文化イベントや祭りの中心地として、人々の交流の場となっている。これにより、市民の一体感が醸成され、地域のシンボル、市民の心の拠り所となっている。

○ 広島城

天正17年（1589）に中国地方の雄、毛利輝元（1553～1625）によって築かれた。城主はその後、福島氏、浅野氏と移り変わり、明治27年（1894）に勃発した日清戦争の際は、城内に大本営が置かれた。昭和20年（1945）の原子爆弾投下による壊滅的被害からの復興のシンボルとして市民の心に深く刻まれ、「鯉城」とも呼ばれて親しまれるなど歴史的な象徴であり、広島の発展の基盤、地域の誇り、市民の心の拠り所として深く愛されている。

2 今後、どのように市民に理解を求めていくか

福岡市の将来にあっては、福岡市民、とりわけこれからの福岡を担っていく若者たちに、郷土に対する誇りと愛着を抱いてもらうことが極めて大切である。そうした心があって初めて、自らの郷土をよくしていこうという気持ちになり、それが素晴らしいまちづくりをすることに繋がっていくのではないだろうか。そして、福岡の長い歴史を若者たちに伝えていくために、地域のシンボルとして天守を復元することは、誰にとっても非常にわかりやすいことであり、かつ、大きな意義があると考えられる。

もとより、天守復元については、慎重な意見も少なからず見られるところであるが、積極的な反対は必ずしも多くない。これからは、様々な意見や指摘に対して丁寧な説明とそれらを踏まえた対応を行うことによって、市民の納得を得られるような取組みをしていくことが重要である。

そうした取組みはともすれば時間を要しがちであるが、天守というものが持つ、まちづくり全体の中での役割の大きさ（地域のシンボル）やその歴史教育的意義に鑑みれば、可能な限り速やかに作業を進めていくことが肝要である。なお、民主主義的プロセスを経て天守の復元が決定された暁には、機運が盛り上がり、市民挙げての目標になっていくことが望ましい。

また、天守復元に係る厳しい課題を福岡市民が突破することで、全国の天守建替えの先駆けとすることとしたい。

3 ふくふく懇から福岡市民・関係機関への提言

ふくふく懇では、専門家・有識者による検討の結果、以下のような結論を得た。

- ① 福岡城天守は江戸時代初期に実際に建築されたものの、のちに破却されたものとみて間違いはなく、これを否定することは難しい。
- ② その規模・構造は、姫路城と同等の五重六階地下一階、高さは約26mと推計される。
- ③ 文化庁との調整、工法・資金調達方法等の課題はあるものの、市民、なかんずく若い世代が郷土愛を醸成し、後世へ歴史を継承する機会をより多く創出していくことが重要である。

以上を踏まえ、ふくふく懇では、福岡城天守の「復元的整備」を進めることが適切であるとして、福岡市民・関係機関に対し、下記の提言を行うものである。

(1) 官民一体となったさらなる調査

文化財行政が「保存から活用へ」シフトし、令和2年に「復元的整備」に関する基準が新たに設けられるなど、少しずつ基準が緩和されてはいるが、許可のための審査の実態は従来とほとんど変わっていない。このため、設計図等の存在が不明確な福岡城天守の「復元的整備」は、現状では多大な困難を抱えている。

しかし、一方で、例えば奈良時代の平城京の「朱雀門」や「大極殿」は、設計図や参考となる絵画・絵図が存在しないものの、豊富な文献や「法隆寺金堂」など同時代の多くの寺院建築を参考に復元工事が行われている実態がある。

福岡城に天守が存在したことは、既に学会で通説になっているところであるが、ふくふく懇では、これをさらに補強するため、天守に関する文献や絵図などを実地に調査し、また各方面からも取り寄せた。しかし、学術研究を本務としない民間の一主体で行う調査には限界があり、今後これを官民一体となった取組みとする必要がある。

① 福岡城天守の全容解明に向けた史資料収集及び分析

往時の福岡城天守の姿について、より精度の高い推測が可能となるよう、他の城郭・天守も参考にしながら、既存の文献、絵図、古写真等の史資料について再分析を行うとともに、追加史資料の収集・分析を行う必要がある。

また、黒田家及び旧福岡藩士の子孫等は勿論のこと、細川家など他家関係の新たな史資料の収集について、全国規模での提供を広く呼びかけるとともに、その分析を進める必要がある。

② 福岡城天守台及びその付近における確認のための発掘調査等

今後、文献資料等で得られた情報を確認するために、天守台及びその付近における発掘調査のほか、貴重な歴史的資産である天守台・石垣等について、状態を確認するための調査を実施し、将来に向けて適切な保存を図る必要がある。

(2) 福岡城に対する市民意識の向上について

「幻の天守閣ライトアップ事業」や『Pokémon GO』in 福岡城などの事業を通じて、福岡城への市民の関心が高まりつつある。経済界としても後押しを行うので、福岡市においては、引き続き市民の愛着を深める施策を実施されたい。

(3) 市民が歴史を考える機会の創出について

福岡城の整備・復元に当たっては、福岡城のみならず、福岡の歴史全般について市民が高い関心を持つことが望ましい。このため、学校など関係機関においては、自らの郷土の歴史について改めて考える機会を創出することが求められる。

(4) 文化庁の復元基準の柔軟な運用について

文化庁は、奈良時代の平城京など、古いものについては、設計図や参考となる絵画・絵図が現存せずとも復元を実施しているが、近世城郭については非常に厳しい態度で臨んでいる。

今後、文化庁に対し、城郭が持つ地域的意義を十分に勘案し基準を弾力的に運用するよう、官民一体となって強く要請していく必要がある。

(5) 「国史跡福岡城跡整備基本計画」の官民一体となった推進

市民フォーラムや市民アンケートで示されたように、福岡城に対する市民の関心は高まりつつあり、現在進行中の城の整備は、「国史跡福岡城跡整備基本計画」（平成 26 年～令和 10 年）に基づき、計画通り進められている。しかし、同計画の基本的な考え方は、城郭整備に係る文化庁の方針を踏まえ、「幕末期に存在した建造物、石垣等のうち、意匠・形態、素材・材料等において真正性を確保できる建造物・石垣等を復元する」となっており、天守については「復元が極めて困難」な建造物と判断されている。

天守復元については、今後実施される史資料の再分析や追加収集及び発掘調査の進展を見定めながら、時宜を得た取組みとするためにも、新たに収集された史資料をもとに復元可能性の再評価を検討する必要がある。

なお、福岡城が近世から現代に至る都市の基礎を形成した歴史と文化財の象徴であることに鑑み、同計画を官民一丸となって強力に推進する必要がある。

〔参考資料１〕懇談会での主な意見

【ランドマーク、郷土愛】

- 現状と進化の視点で技術を生かし、今の時世で一番いい天守を都市のシンボルとして造ることが望ましい。
- 幕末まで秋月藩主だった秋月黒田家の第十五代当主から、是非、福岡城に天守を造ってほしいという話が出た。行政が中心となって一般の市民も巻き込んだ形で復元活動を推進するとよい。
- 福岡城天守の存在は、市民の郷土愛やシビックプライドの醸成に繋がる。
- 博多には、どんたく、山笠といった博多三大祭りがあるが、福岡には何も目立ったものがない。福岡城天守が復元できたら、福岡と博多がものすごくいいバランスになる。

【都市の成長】

- 世界から注目されるためにも、天神ビッグバンの次を見据えた事業が必要。福岡城天守の復元を起爆剤として、セントラルパーク構想を推進してはどうか。

【天守の存在と調査】

- 天守台付近を発掘すれば、瓦などの建築資材が出て来るのではないかと。早急に発掘調査をすべきである。
- 石垣は貴重な資料。耐用年数が問題だと言う人がいるが、地盤調査をやれば一発ではつきりする。
- 古文書を調べると、天守の柱立（立柱棟上）のほか、細川家の文書にも天守の破却についての記録がある。実際にあったから壊すのであって、天守があったとする拠り所になる。
- 「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（12、13 ページ参照）において、復元的整備は「往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為」とされている。ここで「一部」という言葉の意味は、「全部」ではないということ。文化庁は役所なのだから、当然そのような解釈に従うべきだ。「一部」という言葉は、法律的には「僅か」という意味ではなく、「全部でなくてもよい」という広い概念だ。

【観光集客】

- 福岡市は、飲み食いする場所は申し分ないが、観光する所が少ない。福岡城の近くにリッツカールトンもでき、今後、インターコンチネンタルもできるという話がある。新たな魅力作りとして天守も必要ではないか。
- 福岡城の広さは江戸城まで入れると、大阪城に次いで日本で三番目だと聞く。それだけの財産を持っている福岡で天守が復元できれば、新しい経済活動の一つとして長期滞在者向けのランドマークとなるだけでなく、一つの素晴らしい文化を創れるのではないか。

- 福岡市は住みよい街として上位にランクされているが、歴史・文化、伝統的という意見はほとんど見られず、歴史・文化が市民や観光客に伝わっていない。世界の人気観光地に共通する魅力は、自然・文化遺産・アクティビティなどだが、地方都市では、歴史・文化・伝統が観光資源となっている。ところが、福岡はアジアの玄関口で、プロモーションをしなくても人が来るので、観光資源を磨き上げる意欲と力が非常に弱い。

文明重視・技術の進歩だけでなく、歴史・文化とのバランスの取れた地域社会を目指すべきで、キラー・コンテンツの一つとして福岡城天守が大事であり、このシンボル、ランドマークを保護して活用することが、地域の発展・繁栄に深く関係すると理解する。

【世論形成・機運醸成】

- フォーラムやアンケートも行い議論も重ねてきた結果、復元への世論が盛り上がりつつある。次は、アクションプランといった実行計画につなげるべきである。
- 調査を行った次は計画、そして天守を造ることになるが、現在の「国史跡福岡城跡整備基本計画」の基本的な考え方は、城郭整備についての文化庁の方針を踏まえ、天守については、「復元が極めて困難」な建造物と判断されている。
同計画策定以降の史資料の再分析や新たに収集された史資料、発掘調査の進展を基に復元可能性の再評価を検討することで、さらに具体的な動きにつながる
- 全国にある福岡県人会への働きかけをすれば、より多くの方に関心を持ってもらえるのではないかな。

〔参考資料2〕ふくふく懇で確認した史資料群

(1) 古文書

※ 史料の年代が推定によるものについては、*印を付した。

史料名	期 日	内 容
① 黒田如水書状 (三奈木黒田家文書)	慶長6年(1601)8月12日付*	天守の石垣普請に精を入れよとの指示
② 黒田長政書状 (三奈木黒田家文書)	// 6年8月23日付*	天守南の石垣工事を急げとの指示
③ 黒田長政書状 (黒田家文書)	// 6年9月1日付*	自分の下国前に天守土台を完成せよとの指示
④ 黒田長政朱印状写 (村田家文書)	// 6年10月29日付*	材木を搬出するので下奉行を付けて受け取り、早々に出せとの指示
⑤ 黒田長政書状 (三奈木黒田家文書)	// 7年2月15日付*	今月(2月)中に柱立するので、大工・奉行らを指導せよとの指示
⑥ 黒田長政書状写 (林家文書)	// 7年8月26日付*	天守裏の石垣普請と諸士の勤務監視の指示
⑦ 黒田長政印判状写 (竹森家文書)	// 11年8月15日付*	城中の修理工事の完了と、天守・宗雪丸などの補修に関する記事
⑧ 黒田長政書状折紙 (小河資料)	年代不詳(元和5年(1619)以前) 3月3日付	天守の欄干が腐れた旨の報告を受け、修繕せよとの指示
⑨ 細川忠利書状案 (細川家史料)	元和6年(1620)3月15日付	忠利から忠興へ、長政が天守や家も崩し破却したとの噂を報告
⑩ 細川忠利書状案 (細川家史料)	// 6年3月16日付	忠利から忠興へ、長政が天守も家も崩し、徳川御代には城すらも不要、奪取されたら徳川の助力で取り返すとし、破却を命じたことを報告
⑪ 細川忠興書状 (松井家文書)	// 6年 月日不詳	忠興から忠利へ、長政が福岡城を崩し、石垣も天守も大坂へ発したとの忠利の報知への返信
⑫ 金銀道具之帳控 (黒田家文書)	// 9年7月27日付	長政の「遺言覚」で、一谷ノ甲(兜)が天守(中小天守)にあるとの記載あり
⑬ 黒田忠之判物写 (郡家文書)	同年以前8月4日付	銀子二百貫などを、天守(中小天守)より取り出し、渡付すべく指示

(2) 絵 図

① 九州諸城図 (毛利家文庫)	慶長16、17年頃	福岡城の天守(四階櫓)、南三階櫓・本丸御殿の略絵図
② 西国筋海陸絵図 (国立国会図書館)	寛文8年(1668)	福岡城天守を含む大坂から九州北半迄を収め城郭が丹念に描かれた絵図
③ 福岡城下絵図 (吉田家傳録)	享保18年(1733)頃	福岡城天守などを含む福岡城下を俯瞰した絵図

(3) 写 真

① 天保6年(1835)11月、藩作成の天守模型の写真 (西日本新聞、旧・九州日報)	大正11年(1922)3月18日	当時、光雲神社が保蔵した模型写真(模型は第二次世界大戦の空襲で焼失)
---	------------------	------------------------------------

〔参考資料3〕市民アンケートの結果概要

令和6年9月20日～27日、福岡城跡の保存・活用や天守の復元等について、福岡市民の意向や要望を把握し、今後の福岡城跡の整備に資することを目的としてアンケート調査を実施した。インターネット調査会社に登録している福岡市在住の方を性別、年齢に偏りがないよう無作為に抽出し、2,000人から回答を得た。主な結果は以下のとおり。

(※詳細は別添資料参照)

【総括】

- 天守の復元に「賛成」「どちらかという賛成」が59.1%、「わからない」を除けば80.4%

- ① 「賛成」「どちらかという賛成」の合計が1,181人（回答総数の59.1%）。「反対」「どちらかという反対」は287人（14.4%）。「わからない」が532人（26.5%）。
- ② 「わからない」を除けば、「賛成」「どちらかという賛成」が80.4%、「反対」「どちらかという反対」が19.6%。「賛成」が「反対」の約4倍となっており、「5人のうち4人が賛成、1人が反対」という結果である。
- ③ 年代別では、50代以上は「賛成」が多い傾向となっている。一方、若い世代は「わからない」が多く、50代以上と比べ、「賛成」「反対」の割合が共に少ない傾向にあり、若年層の「学び」を深めることが課題となる。
- ④ 「反対」「どちらかという反対」（287人）の内訳で見ると、「完全な復元でない限り、造る意味がない」の69人と「建築や維持に費用がかかる」の85人の合計が154人（53.7%）と過半数を占めており、復元方法や費用負担については、これらの方々の意見に留意する必要がある。

（1）回答者の属性

① 年代

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
人数（人）	62	174	275	405	495	371	218	2,000
割合（%）	3.1	8.7	13.7	20.3	24.8	18.5	10.9	100

② 性別

	男性	女性	どちらでもない わからない	回答しない	計
人数（人）	1,090	910	0	0	2,000
割合（%）	54.5	45.5	0	0	100

③ 福岡市での居住年数

	3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	計
人数 (人)	102	110	177	336	1,275	2,000
割合 (%)	5.1	5.5	8.9	16.8	63.7	100

④ 福岡・博多の歴史に対する興味

	興味がある	興味がない	どちらでもない	計
人数 (人)	1,106	349	545	2,000
割合 (%)	55.3	17.5	27.2	100

⑤ 日本の城に対する興味

	興味がある	興味がない	どちらでもない	計
人数 (人)	1,028	485	487	2,000
割合 (%)	51.4	24.2	24.4	100

(2) 福岡城について

① 福岡城跡（舞鶴公園）への来訪頻度

	ほぼ毎日	ほぼ毎週	ほぼ毎月	年に 1～数回	滅多に 訪れない	これまで訪れた ことはない	計
人数 (人)	13	40	88	697	931	231	2,000
割合 (%)	0.7	2.0	4.4	34.9	46.5	11.5	100

② 福岡城跡（舞鶴公園）への来訪目的・理由

(来訪頻度で、「ほぼ毎日」～「年に1～数回」と回答された方にお尋ねした) ※複数回答可

	散歩	スポーツ・ 運動	歴史に 触れる	写真を撮る・ 絵を描く	イベント	特に 目的なし	その他	計
人数 (人)	534	116	135	119	289	45	77	n=838
割合 (%)	63.7	13.8	16.1	14.2	34.5	5.4	9.2	—

③ 福岡城跡（舞鶴公園）に何を見に行ったか

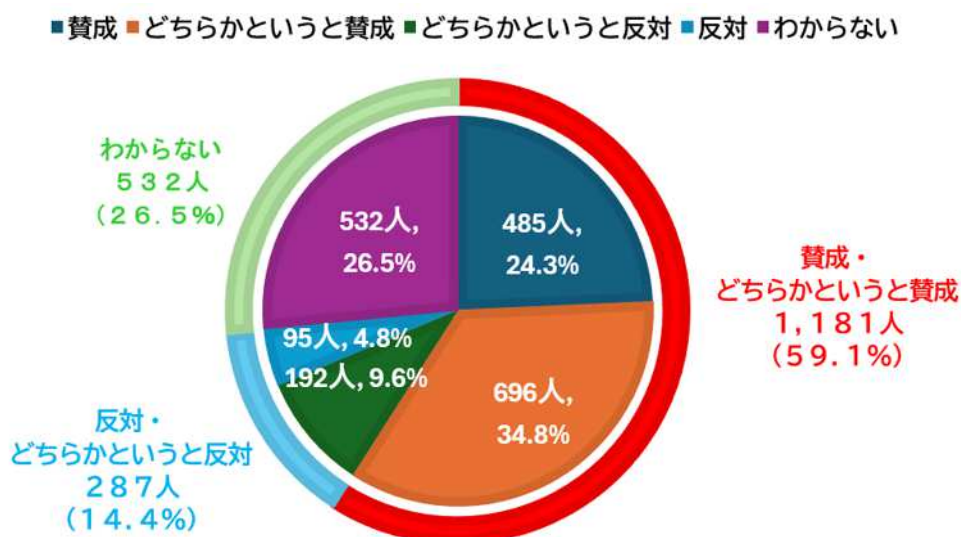
(来訪目的で、「歴史に触れる」と回答された方にお尋ねした)

※複数回答可

	石垣	櫓 (やぐら)	天守台	福岡城むか し探訪館	鴻臚館跡 展示館	三の丸 スクエア	その他	計
人数 (人)	100	79	90	54	60	27	0	n=135
割合 (%)	74.1	58.5	66.7	40.0	44.4	20.0	0	—

(3) 天守の復元について

天守の復元についてどのように感じるかを尋ねたところ、「賛成」「どちらかという賛成」を合わせると59.1%、「反対」「どちらかという反対」を合わせると14.4%であった。また、「わからない」が26.5%であった。



「わからない」を除けば、「賛成」「どちらかという賛成」が80.4%。

「反対」「どちらかという反対」が19.6%。

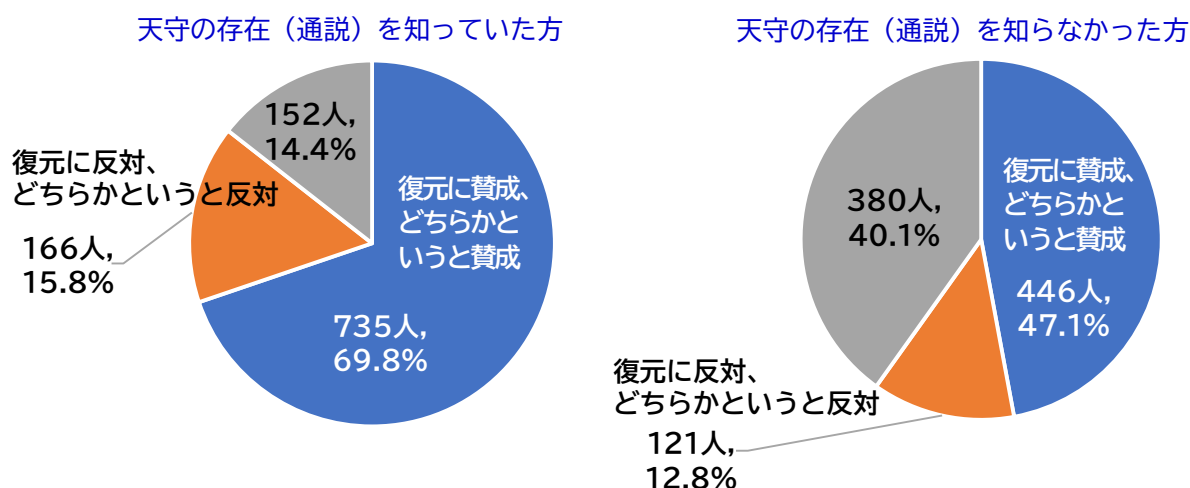
賛成は反対の約4倍で、「5人のうち4人が賛成」。

回答	「賛成」「どちらかという賛成」	「反対」「どちらかという反対」
人数	1,181人	287人
割合	80.4%	19.6%

① 天守の存在の認知と復元への賛否

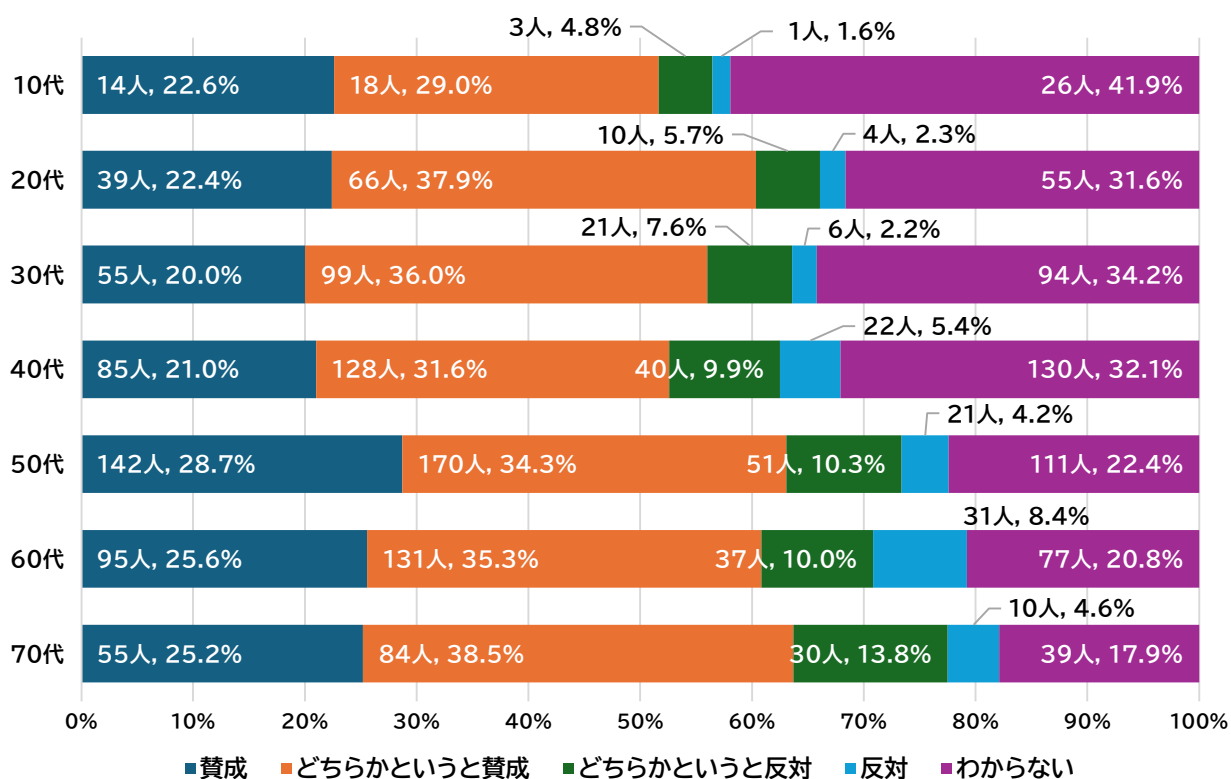
天守の存在を「知っていた」か「知らなかった」かで、復元への賛否を問うと、「知っていた」方は69.8%が肯定的で、否定的な回答は15.8%であった。

一方、「知らなかった」方も肯定的な回答が47.1%と半数近くを占め、否定的な回答は12.8%、また、「わからない」が40.1%であった。



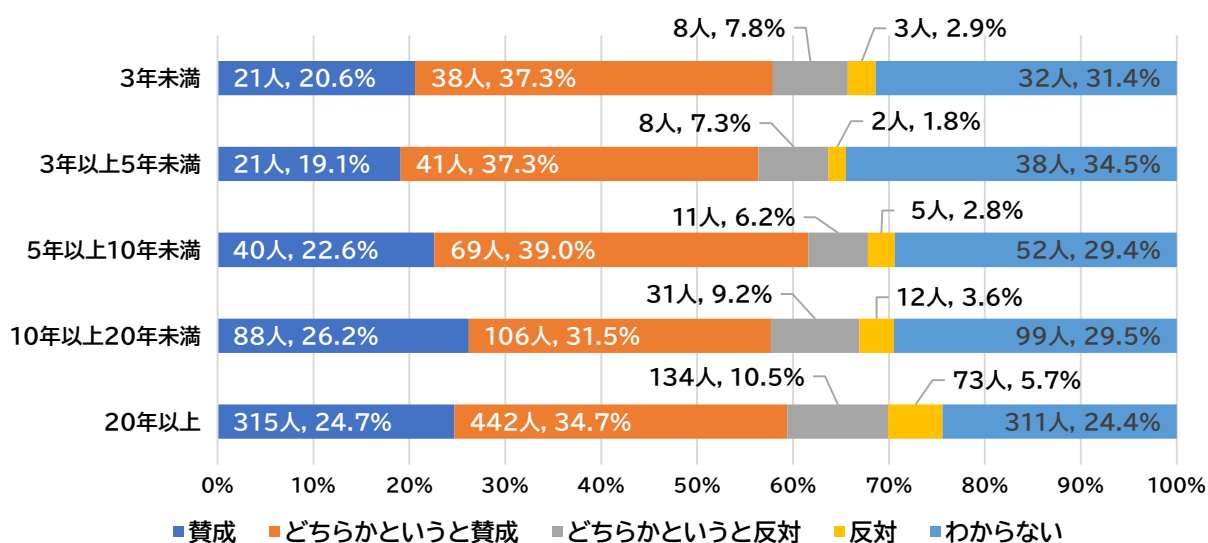
② 年代別に見た復元への賛否

年代別に見ると、「賛成」「どちらかという賛成」は全ての年代で過半数を占めており、特に20代、50代、60代、70代では60%を超えている。「わからない」という回答は、若い世代に多い。



③ 福岡市での居住年数と復元への賛否

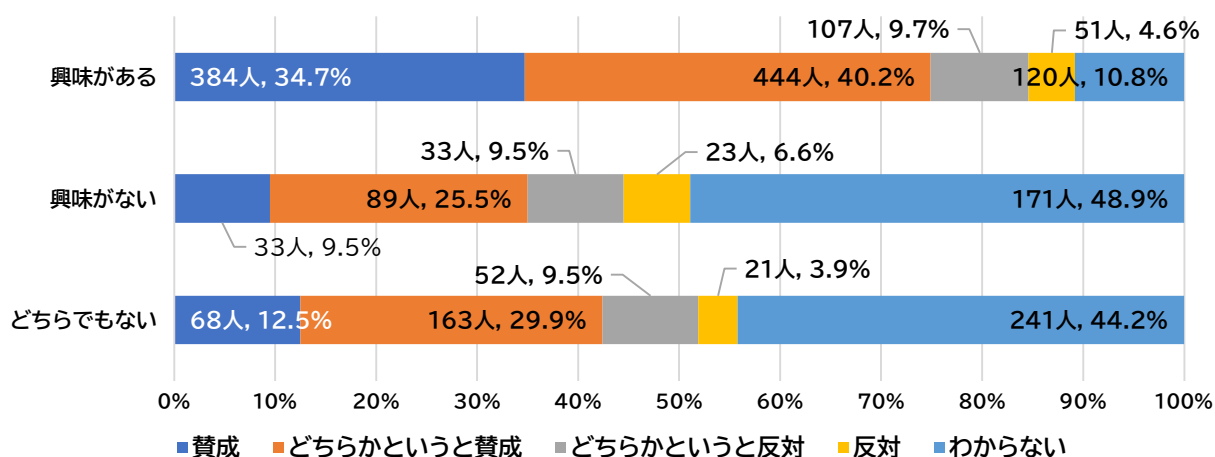
福岡市での居住年数によって天守復元への賛否に違いがあるかを見ると、居住年数に関係なく復元に肯定的な回答が多い。居住年数が短いほど「わからない」という回答が多い傾向にある。



④ 歴史及び城への興味と復元の賛否

福岡・博多の歴史及び日本の城への興味について尋ね「興味がある」と答えた方では、天守復元に肯定的な方が70%を超えている。一方、歴史や城に「興味がない」「どちらでもない方」と答えた方は、「わからない」が4割以上となっている。

福岡・博多の歴史に対する興味の度合いと復元への賛否



日本の城に対する興味の度合いと復元への賛否

